富士箱根伊豆国立公園 (伊豆諸島地域)

公園区域及び公園計画の変更 (第3次点検)

1. 富士箱根伊豆国立公園について

2. 今回変更(第3次点検)について

1. 富士箱根伊豆国立公園について

2. 今回変更(第3次点検)について

富士箱根伊豆国立公園(伊豆諸島地域)の概要

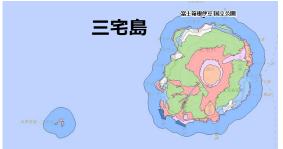
● 指定:昭和11年2月1日(富士箱根国立公園)

● 面積:121,749ha(うち、27,499haが伊豆諸島地域)













太平洋の島々から霊峰富士を繋ぐ一大火山群 〜火山地形と文化が創り出す多様な景観〜



富士箱根伊豆 国立公園

●風景形式

富士山を頂点とし、伊豆半島から伊豆諸島、硫黄海嶺に続く火山列に起因する火山弧峰、火山カルデラ、半島、列島景観からなる景観 4

1. 富士箱根伊豆国立公園について

2. 今回変更(第3次点検)について

今回変更のポイント

前回点検(三宅島以外:平成14年、三宅島:平成6年(再検討/噴火前))以降、長期間経過。 社会情勢の変化、自然公園法における海域公園地区制度の創設、

本地域の保護と利用のあり方を取りまとめた「富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島ビジョン」 (令和2年10月、国立公園伊豆諸島地域連絡協議会にて決定)の策定等の動きがあり、 保護と利用の観点から地域全体の公園計画の点検を実施。

●公園区域・規制計画の変更

- ✓ 主に三宅島と八丈島における公園区域・規制計画の見直し
 - 三宅島:雄山噴火による景観変化に伴う地種区分の見直し
 - 八丈島:生物多様性保全上重要な八丈小島の格上げ、
 - 八丈島周辺海域の公園区域の拡張

✓ 海域公園地区の指定

- 大島や式根島、神津島において新たに海域公園地区の指定
- ✓ 区域等の明確化
 - 全域において公園区域線や地種区分線の明確化や適正化

●事業計画の見直し

- 大島:利用者の動線の明確化を図るための利用施設計画の追加・変更
- 三宅島:平成12年噴火により利用可能な場所が大きく変化したことを
 - 踏まえた利用施設計画の全体的な見直し
- その他全域において、本地域における公園利用形態に対応した施設を適正に配置

●三宅島における公園区域・規制計画の見直し

平成12年に雄山が噴火したことにより、新たなカルデラが形成された雄山山頂や噴火の影響を受けずに残存している照葉樹林など、良好な火山景観や噴火以前の植生を残している景観上重要な地域が増加。一方、噴火に伴う住宅移転により土地利用、景観が変化した地区もあることから、地種区分の見直しを行う。

三宅島(雄山山頂)

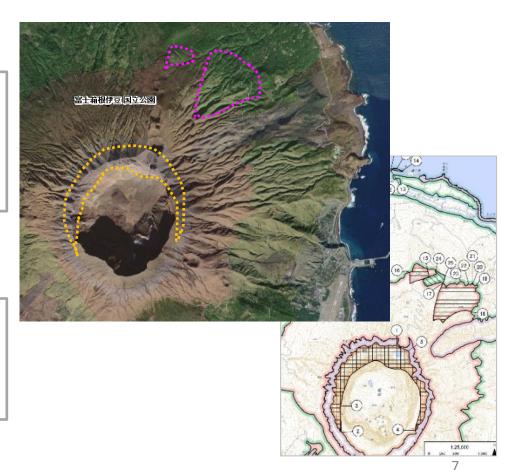
第1種特別地域⇒特別保護地区(76ha)

平成12年の雄山山頂噴火により山頂の火口丘が陥没し、新たなカルデラが形成され、カルデラ壁、火山性荒原、噴気現象などの典型的な火山景観等、既存の特別保護地区(旧カルデラ)と一体的な景観を有していることから、特別保護地区に振り替える。

三宅島(雄山山麓)

第3種特別地域⇒第2種特別地域(47ha)

平成12年の雄山の噴火により島の大部分の植生が被害を受けた中、残存する照葉樹林として貴重。アカコッコ等の希少な鳥類も生息。隣接する地域と一体として風致の維持を図るため、第2種特別地域に振り替える。



三宅島(三宅村阿古三宅島海岸部)

第2種特別地域⇒普通地域(19ha)

平成12年の雄山山頂噴火後、防災の観点から住宅移転が進められた地域。 普通地域へ振り替える。







●八丈島における公園区域・規制計画の見直し



●八丈島(八丈小島):保護規制計画の変更

第2種特別地域⇒第1種特別地域(229ha)

八丈小島は、平成13年から東京都、八丈町によるノヤギの駆除が行われ、平成19年に駆除事業が完了。植生が回復しており、近年クロアシアホウドリの繁殖が確認されている。また、アカコッコ、ウチヤマセンニュウ等**希少な鳥類の重要な繁殖地**にもなっていることから**生物多様性保全上重要な地区。**優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域に振り替える。





- ●その他地域における規制計画の見直し
 - ●大島(大島町メモリアル公園計画地)
- ●利島(集落東部)

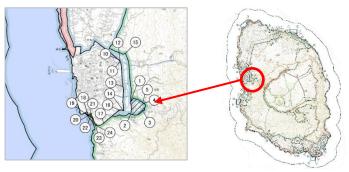
第3種特別地域⇒普通地域(7ha)

平成25年に発生した**台風26号の影響による土砂災害で壊滅的な被害を受け、大部分の植生と家屋等の工作物が流失**した地区であり、都市計画公園として、**復興を祈念するメモリアル公園の整備**が進められている。都市計画公園区域について、普通地域に振り替える。

第2種特別地域⇒普通地域(7ha)

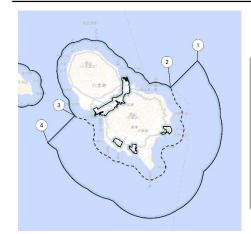
平地が少ない島の地形上利用できる範囲が限られている中、 島内で宅地を確保する必要があり、対象地を検討。 既存住宅 地に隣接し、現状が宅地、畑、椿林となっていて自然環境へ の影響が少ないエリアを選定。 普通地域へ振り替える。







●八丈島における公園区域・規制計画の見直し



●八丈島(海域):公園区域の拡張

区域外⇒普通地域(+11,706ha)

主に水深250m以浅の水深帯が広がる海域であり、平成27年頃からザトウクジラの回遊が確認され、冬期における重要な生息地となっていることから、公園区域内に含めることで、生息環境の保護と適正な利用の推進を図る。





②海域公園地区の指定

普通地域⇒海域公園地区(計7箇所 既存区域と併せて270.2ha)

優れた海中景観、レクリエーションの場としても重要である地域に ついて海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図る。

●秋の浜(28.8ha)

・沿岸性魚類の多様性が著しく 高く、ソフトコーラルなども みられる優れた海中景観

●野田浜-ケイカイ (31.6ha)

- ・大小のアーチ状の溶岩がみられる特異な海底地形
- ・イサキの大群等の豊富な魚類と相まって優れた海中景観を形成
- ・ケイカイは溶岩が山脈のように入り組んだ複雑な海底景観
- 夏から秋にかけてはシュモクザメの群れもみられる。



●王の浜 (18.5ha)

- ・柱状節理や溶岩樹形等の 溶岩景観
- ・V字型の溶岩の上部に テーブルサンゴが群牛
- ・アオウミガメや季節来遊漁 も多くみられる。







●トウシキ (24.0ha)

- ・サンゴ群集が発達した優れた海中景観
- ・岩礁や海食崖と海域が一体となった、 ダイナミックで荒々しい海上景観

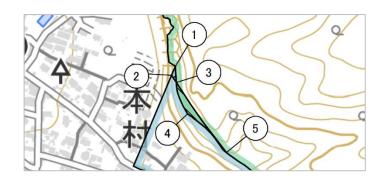


●その他、式根島2カ所、神津島1カ所を指定

③区域等の明確化

●区域の明確化

公園区域等の明確化のため、既存の区域線が不明瞭となっている箇所について、 網羅的に見直しを実施。(71カ所)



例 66 新島

公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、「地類(耕作地と樹林)界」となっているが、耕作地が不明瞭であるため、「等高線(70m)界」、「道路中心線から120m線界」へ変更する)。



例 67 神津島

公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、「地類(耕作地と樹林地)界」、「地形(沢)界」となっているが、耕作地が既になく、沢が埋設され消失しているため、「地類界(樹林地とその他)」、「道路敷(除)界」へ変更する)。

④利用施設計画等の見直し

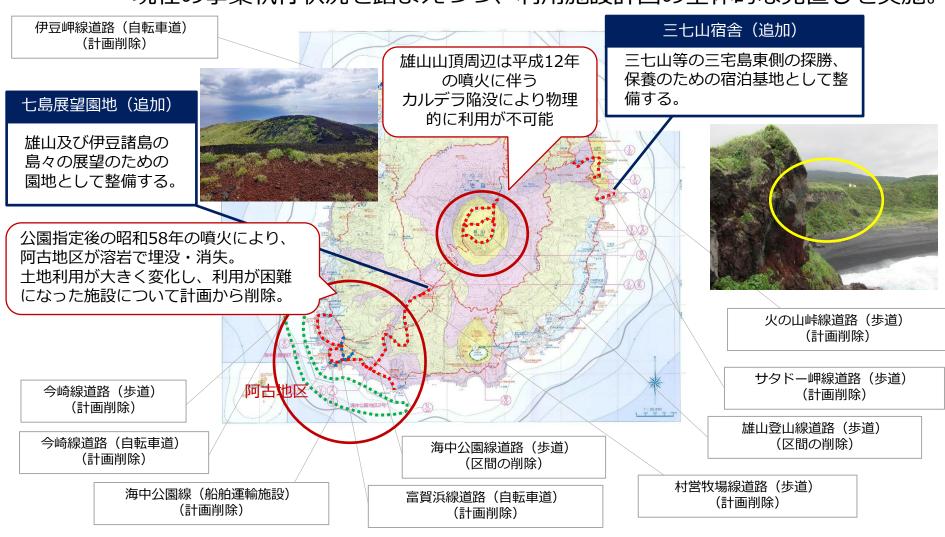
◆大島 利用者の動線の明確化を図るための利用施設計画の追加・変更



(名称の変更、区間の追加、重複区間等の削除)

④利用施設計画等の見直し

●**三宅島** 度重なる噴火により利用可能な場所が大きく変化した三宅島において、 現在の事業執行状況を踏まえつつ、利用施設計画の全体的な見直しを実施。



1. 富士箱根伊豆国立公園について

2. 今回変更(第3次点検)について

パブリックコメントの実施結果

■概要

・実施期間 令和4年3月28日(月)から4月17日(日)

・意見募集の結果 【意見提出数】

電子メールによるもの 計0通

郵送によるもの 計0通

FAXによるもの 計0通

今回の変更案にかかるもの 計0件